

様式第7号(第5条関係)

受総固第 232 号

平成22年9月21日

個人情報開示請求拒否処分決定通知書

鳥取市下味野415-1

宮部 慎太郎 様

鳥取市長 竹内 功



平成22年9月6日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、鳥取市個人情報保護条例第18条の規定により、次のとおり拒否処分としましたので、同条例第19条第2項の規定により通知します。

請求のあった保有個人情報の内容	請求者が居住する物件を含む下味野地区の同和対策固定資産税減免に係る、平成20年度以降のつぎの文書 ・減免対象者に対する説明資料一式 ・同和対策減免の件数と総額 ・対象地域(地図など)
個人情報の存否を明らかにできない理由	開示請求に係る文書は、特定の地域を指定した文書であり、当該文書があるかないかを答えるだけでその地域が同和地区であるかどうかを公にすることとなります。 その結果として、その地域の住民や出身者が差別を受けるおそれがあり、また、個人の権利利益を害するおそれがあります。 このため、本件請求に対しては、文書のあるなしに関する回答を含めて請求を拒否するものです。
担当課	総務調整監 固定資産税課 電話番号(0857-20-3421)
備考	

(教示)

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は実施機関となります。)、提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。